

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、わが国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

冤罪被害者を救済するための制度として「再審」があるが、その手続を定める法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどないため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってさまざまであり、審理の安定した進行が制度的に保障されていない状況にある。その中でも、とりわけ大きな問題は、証拠開示の問題と再審開始決定に対する検察官の不服申立ての問題である。

過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった捜査機関の手元にある証拠が冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそれを定める明文規定が存在せず、証拠開示の範囲に差が生じる場合がある。このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行うことができるが、その結果審理が長期化し、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられた事例も多く生じてきた。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において改めて行われることから、再審開始決定といういわば入口の判断に対して、検察官の不服申立てを認める必要はない。

よって、冤罪被害者を早く確実に救済するために、次の事項を定めるべく、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正することを強く要望する。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様

茅ヶ崎市議会